

# 第2回

## 下水道事業経営に関する研究会

令和5年(2023年)11月17日(金)

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

# 目次

---

1. 滋賀県琵琶湖流域下水道事業におけるこれまでの経緯	4
2. 負担金の格差について	9
3. 負担に対する考え方	11
4. 今回の論点	15
参考資料	17

---

# 研究会の目的と検討したい論点は以下のとおりです

## 研究会の目的及び位置づけ

### 本研究会の目的

以下の内容を検討すること

- 流域下水道事業の持続可能な運営の方向性について
- 流域下水道事業における受益と負担の考え方について

### 今回の研究会において検討したい論点

- 処理区間の負担の格差(※)についてどうとらえるべきか。
  - ・これまでの負担の考え方について
  - ・今後の負担の考え方について

**※今回の研究会で検討する格差とは、市町が県に対して支払う負担金単価の差を指し、住民が支払う下水道使用料の差は研究会の検討範囲外とします。**

# **1. 滋賀県琵琶湖流域下水道事業のこれまでの経緯**

# 滋賀県における下水道整備

## 下水道整備の背景

年代	琵琶湖を取り巻く状況
1960年代	高度経済成長に伴い <u>水質汚濁</u> が問題化
1970年代	「琵琶湖周辺流域下水道基本計画」を策定 流域下水道事業を開始
1980年代～	滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する <u>条例を制定し、高度処理を実施</u> 。急速に下水道整備を進める。

- ✓ 滋賀県は琵琶湖の恩恵を受け栄えてきた歴史があります。
- ✓ 県民共有の財産である琵琶湖の水質汚濁が深刻化したことをきっかけに、下水道整備が急務となりました。
- ✓ 琵琶湖は県内だけでなく京阪神地域の貴重な水資源でもあること、汚濁の進行が進むと回復に時間を要することから、できるだけ早く琵琶湖流域全域に下水道整備を行う必要がある点を踏まえ、県と市町が一体となって急速に下水道を整備してきました。

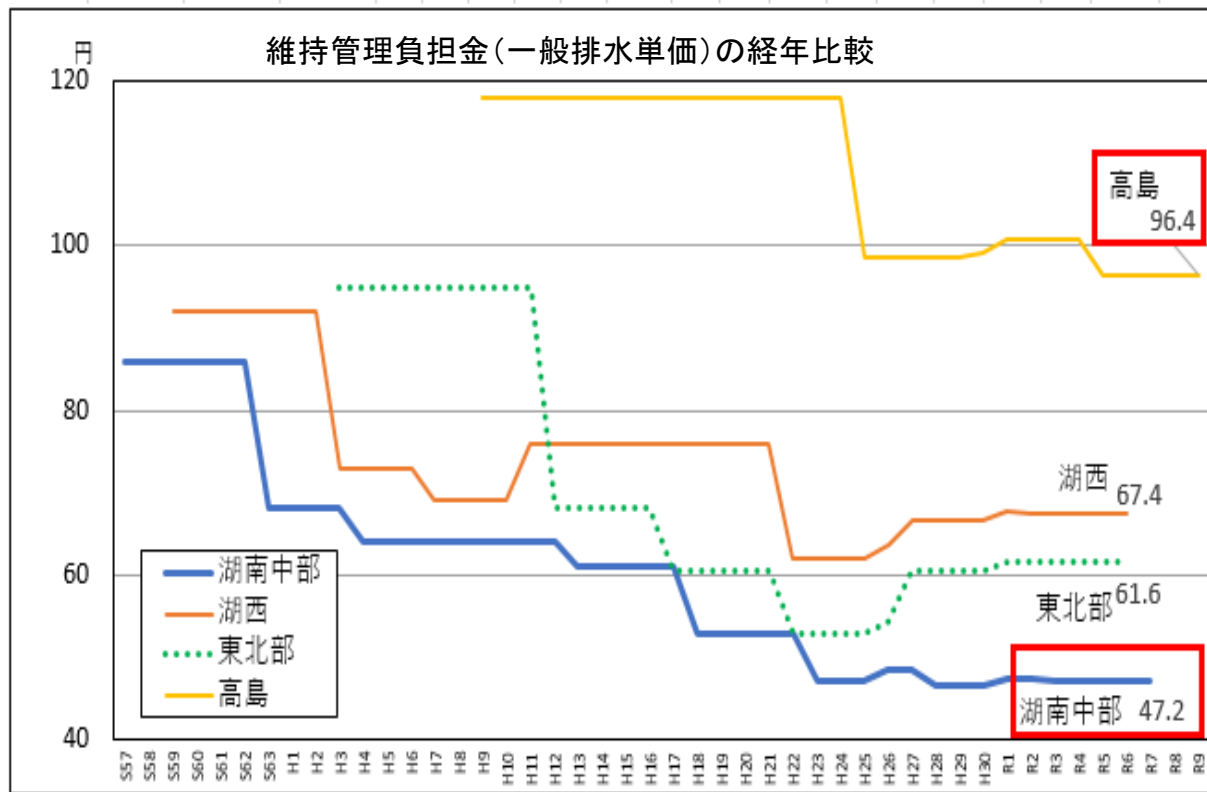




処理区ごとの独立採算制を採用している現状において、維持管理負担金単価が最も高い処理区と最も低い処理区で2倍の差が生じています

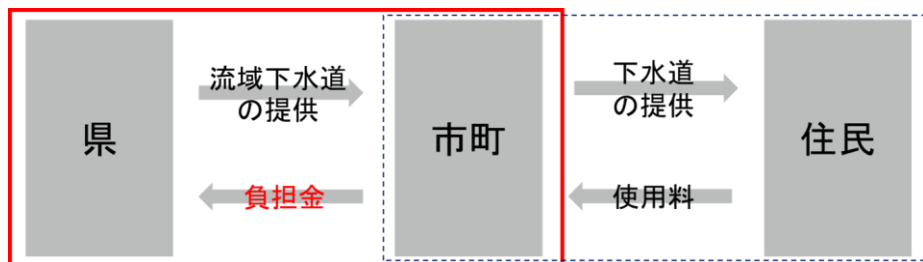
#### 4処理区間の維持管理負担金単価の状況

(円/水量1m<sup>3</sup>)



✓ 処理区の規模や供用開始時期、流入水量等の要因により、各処理区の負担金単価が異なり格差があります。

✓ 高島処理区と湖南中部処理区の負担金単価には約2倍の差があります。



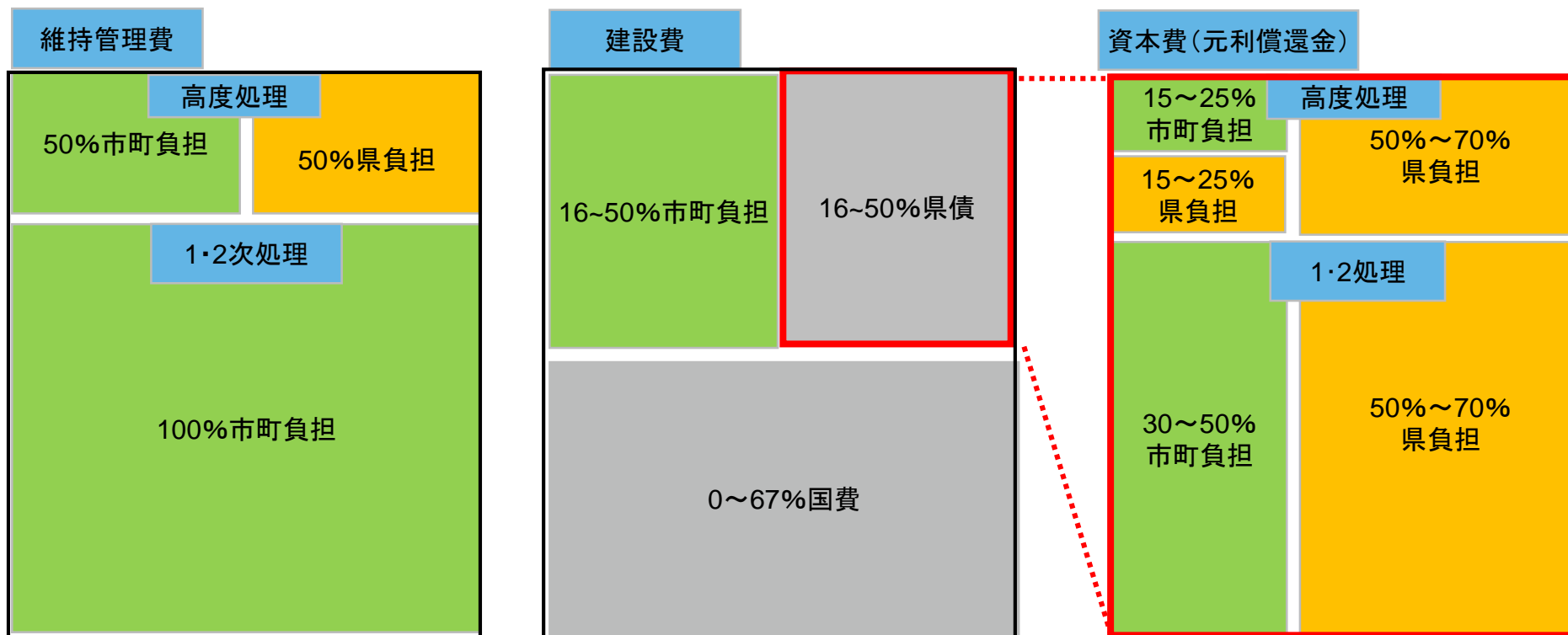
市町の負担金額

維持管理負担金単価 × 使用水量等



# 現状の県と市町の負担状況は以下のとおりです

## 流域下水道事業における県と市町の負担状況



✓ 下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部を公費負担としています。

## 2. 負担金の格差について

## 処理区間の負担金単価の「格差」についての考え方

現状維持とする考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>• 汚水処理に係る便益を受けているものは誰かと考えると、処理区ごとの独立採算制が原則であり、一定の格差はやむを得ない。</li><li>• 供用開始時期等の条件や過去からの負担の経緯、総額も異なることから、現状で単価の低い処理区が他の処理区の費用を負担することは受け入れ難い。</li></ul>
格差是正をする考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>• 琵琶湖の水質保全については全県民が便益を受けていると考えれば、その費用については、処理区毎ではなく流域下水道全体で負担すべき。</li><li>• 県の事業として行っているものであるから、処理区に関わらず同じ負担とすべき。</li></ul>

- ✓ 各処理区の状況により、格差についての考え方は異なります。
- ✓ しかし、処理区間の負担の公平性の観点から「格差は課題だ」という考え方があります。

### 3. 負担に対する考え方

# 下水道事業の役割により、費用負担をしています

## 下水道事業の役割

一般的な下水道の役割	内容	受益の範囲	主な負担者
私的役割	公衆衛生の向上、生活環境の改善	下水道使用者	下水道使用者
公共的役割	公共用水域の水質保全、浸水の防除等	住民全員	国、地方公共団体

### 維持管理費

私的役割となる  
1・2次処理に係る経費

市町(使用者)負担  
100%

公共的役割が強い  
高度処理に係る経費  
(一般排水の場合)

県負担 50%

市町(使用者)  
負担 50%

### 【滋賀県の特徴】

- ✓ 琵琶湖などの公共用水域の水質保全のため、1・2次処理に加え、県が主導的に高度処理を実施しています。

## 都道府県ごとの維持管理負担金単価の格差の状況

都道府県	最大単価 (円/m <sup>3</sup> )	最小単価 (円/m <sup>3</sup> )	格差(最大/最小)
A	132.7	39.8	3.3
B	161.8	50.0	3.2
C	145.0	45.0	3.2
D	112.2	35.1	3.2
E	149.0	47.0	3.2
F	99.0	32.0	3.1
G	139.0	45.0	3.1
H	149.0	49.0	3.0
I	181.0	65.0	2.8
J	106.0	41.0	2.6
K	139.0	57.0	2.4
L	111.1	46.2	2.4
M	155.0	65.0	2.4
N	133.1	56.1	2.4
滋賀県	96.4	47.2	2.0
O	91.0	45.0	2.0
P	80.8	45.5	1.8
Q	116.6	83.6	1.4
R	77.8	60.4	1.3
S	69.0	57.0	1.2
T	100.8	91.5	1.1
U	64.1	59.2	1.1
V	115.7	109.7	1.1
W	90.0	89.0	1.0
X	38.7	38.7	1.0
Y	59.4	59.4	1.0
Z	55.0	55.0	1.0
平均	109.9	56.1	2.0

(比較内容)

- ✓ 都道府県ごとの比較であり、**県内に1流域かつ1処理区のみ**の都道府県は対象外としています。
- ✓ また、定額負担や、単価を設定していない団体については比較が困難であるため対象外としています。
- ✓ 数値は令和5年度時点の情報です。

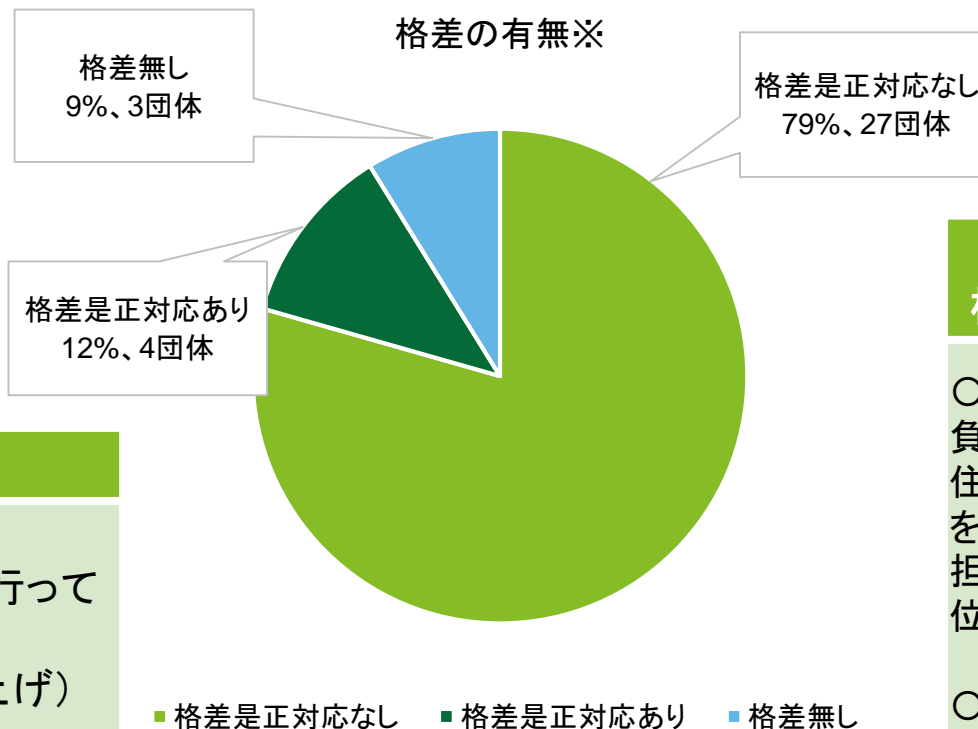
(分析の結果)

- ✓ 琵琶湖流域下水道事業における処理区間の**負担の格差は2.0倍**となっており、**平均的です**。

※各都道府県への調査結果に基づく。単価の算定方法については、必ずしも同一ではありません。

# 維持管理負担金の格差について、是正対応していない団体が約8割です

## 維持管理負担金に関するアンケート結果(格差の有無)



### 格差是正の内容

○滋賀県を含む3団体  
資本費に対して軽減措置を行っている。

(段階的に負担割合を引き上げ)

○1団体  
太陽光発電の売電益を負担の高い処理区に優先的に配分

### 他県における 格差是正に対する検討結果

○下水道事業は汚水私費・受益者負担が原則であり、各処理区に居住する住民等から排出される汚水を収集・処理していることから、負担を求める範囲を現在の処理区単位とすることには妥当性がある。

○処理区単位から流域単位への運営の変更は、流域関連全市町村の合意が必要と考えるが、これまで検討してきた中で市の町村の意見は、否定的な意見が大多数を占める。

※県内に1流域しかない団体を除いて算定

## 4. 今回の論点



## 第2回研究会で検討したい論点

### 第2回研究会において検討したい論点

- 処理区間の負担金単価の格差についてどうとらえるべきか
  - ・これまでの負担の考え方について
  - ・今後の負担の考え方について

本研究会で  
検討対象とする範囲

使用料は市町の政策判断によって決定されるため、住民負担の格差は本研究会の直接の検討対象ではありません

